

# 平成27年度 関東女子倶楽部対抗山梨会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 11倶楽部 ・ 66名)

期日：6月4日(木)

場所：オリンピックカントリークラブ ふじざくら・はなみずきコース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番 (ふじざくらコース) よりスタート

| 組 | 時間   | 氏名      | 倶楽部      | 氏名     | 倶楽部    | 氏名     | 倶楽部      | 氏名     | 倶楽部      |
|---|------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|----------|
| 1 | 8:00 | 関根 奈穂美  | ヴィンテージ   | 四関 敏子  | 北の杜    | 相原 ちなみ | 甲府国際     |        |          |
| 2 | 8:10 | 村田 トキ子  | 秋山       | 星野 雅子  | 春日居    | 石渡 陽子  | 都        | 安藤 智美  | メイプルポイント |
| 3 | 8:20 | 辺土名 きぬえ | 都        | 佐藤 博子  | 秋山     | 小嶋 桃子  | オリンピック   | 内藤 恵美  | 北の杜      |
| 4 | 8:30 | 宮下 良美   | ヴィンテージ   | 室井 五月  | 河口湖    | 庄司 春美  | 都留       | 野々村 和子 | メイプルポイント |
| 5 | 8:40 | 近藤 佐絵   | 甲府国際     | 布施 和子  | 甲斐駒    | 榎本 榮   | 都        | 丸山 君江  | ヴィンテージ   |
| 6 | 8:50 | 小澤 一実   | 春日居      | 渡辺 実和子 | 甲府国際   | 秋山 多香音 | 甲斐駒      | 町田 香織  | オリンピック   |
| 7 | 9:00 | 清水 友子   | オリンピック   | 古屋 美智子 | 春日居    | 志村 節子  | 秋山       | 藪崎 康恵  | 河口湖      |
| 8 | 9:10 | 林 恵子    | メイプルポイント | 五味 千明  | ヴィンテージ | 佐藤 佳江  | 秋山       | 長嶺 千里  | 北の杜      |
| 9 | 9:20 | 保坂 久代   | 都        | 阿藤 敬子  | 都留     | 門馬 恵美子 | メイプルポイント | 五味 富貴子 | 甲斐駒      |

10番 (はなみずきコース) よりスタート

| 組  | 時間   | 氏名     | 倶楽部    | 氏名     | 倶楽部      | 氏名     | 倶楽部    | 氏名     | 倶楽部      |
|----|------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|----------|
| 10 | 8:00 | 林 香里   | 河口湖    | 高木 はつの | 都留       | 小林 敬子  | 甲斐駒    |        |          |
| 11 | 8:10 | 田村 和代  | オリンピック | 宮澤 美津子 | ヴィンテージ   | 雨宮 はる江 | 甲府国際   | 平林 治子  | 都留       |
| 12 | 8:20 | 堀内 美保  | 甲斐駒    | 井川 真理子 | 河口湖      | 橘 正子   | 春日居    | 堀米 清美  | メイプルポイント |
| 13 | 8:30 | 新津 澄子  | 北の杜    | 引田 恵美子 | 秋山       | 保坂 幸子  | 春日居    | 津堅 典子  | オリンピック   |
| 14 | 8:40 | 奈良 正江  | 都留     | 杉崎 加代子 | 都        | 長嶺 千代  | 北の杜    | 伊藤 節子  | 秋山       |
| 15 | 8:50 | 小林 晴美  | 河口湖    | 西根 千秋  | メイプルポイント | 手塚 美佐子 | ヴィンテージ | 承山 明子  | 甲斐駒      |
| 16 | 9:00 | 金山 美花  | 北の杜    | 志村 弓恵  | 甲府国際     | 佐々木 輝子 | 都      | 松澤 美知子 | 都留       |
| 17 | 9:10 | 杉田 富美子 | 甲府国際   | 共田 陽子  | オリンピック   | 丸茂 富美子 | 春日居    | 梅本 直子  | 河口湖      |

競技委員長 竹村孝

## 平成 27 年度 関東女子倶楽部対抗山梨会場予選競技

開催日 : 6 月 4 日(木)

開催コース : オリムピックカントリークラブ ふじざくら・はなみずきコース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)  
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
  - (a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
  - (b) 9 番ホール左側にあるロープと枕木の間の区域はプレー禁止の修理地とする。
  - (c) 3 番、6 番及び 11 番ホールにある花壇はプレー禁止の修理地とする。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
  - (d) 黄杭、黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
5. コースと不可分の部分  
12 番と 16 番ホールにあるバンカーに隣接した枕木
6. ホールとホールの間の白杭  
3 番と 4 番ホール、4 番と 5 番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
7. 防球ネット  
コース内の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げとなる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
8. 指定ドロップ区域
  - (a) 1 番ホールにおいて、球がグリーン奥の道路上にあったり、防球ネットに球が近接しているためにスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは罰なしにその球にもっとも近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる。(付属規則I(B)8を適用する。ゴルフ規則 172 ページ参照)
  - (b) 15 番ホールにおいてグリーン右側にあるトンネル道路内に止まった球は、罰なしに指定ドロップ区域にドロップすることができる。(付属規則I(B)8を適用する。ゴルフ規則 172 ページ参照)

### 距離表

| Hole No. | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | OUT  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| Yards    | 355 | 504 | 123 | 303 | 313 | 149 | 341 | 296 | 497 | 2881 |
| Par      | 4   | 5   | 3   | 4   | 4   | 3   | 4   | 4   | 5   | 36   |

| 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | IN   | TOTAL |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 353 | 137 | 456 | 331 | 328 | 321 | 149 | 283 | 502 | 2860 | 5741  |
| 4   | 3   | 5   | 4   | 4   | 4   | 3   | 4   | 5   | 36   | 72    |

## **競技の条件**

### **1. 参加資格**

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

### **2. 委員会の裁定**

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### **3. 使用クラブの規格**

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(C)1a』を適用する(ゴルフ規則 174 ページ参照)。

### **4. 使用球の規格**

『公認球リストの条件・付属規則 I(C)1b』を適用する(ゴルフ規則 175 ページ参照)。

### **5. ゴルフシューズ**

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

### **6. プレーの中断と再開**

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

### **7. 練習**

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(C)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

### **8. キャディー(規則 6-4 注)**

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(C)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

### **9. 競技終了時点**

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## **注意事項**

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 180 球を限度とする。

競技委員長 竹村孝